

<経済環境適応資金 災害対応資金【大規模災害】>

(1) 資金名(略称)	災害対応資金【大規模災害】(略称「環 災 大」)	
(2) 融資対象※	信用保険法第2条第5項第4号に規定する認定を受けている特定中小企業者	以下の要件を備える「被災中小企業者」であること。 ① 激甚災害について災害救助法が適用された地域又は中小企業者が有する施設が被災を受けていると認められるとして主務省において指定した地域(被災地域)内に事業所を有する者 ② 激甚災害により直接被害を受けた者
(3) 資金使途	経営の安定に必要な事業資金 ※他の資金の借り換えには利用不可	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚災害法」という。)による「激甚災害」としての指定又は激甚災害法第12条の措置適用の指定を受けた災害により被害を受けた中小企業者の事業の再建に必要な資金 ※他の資金の借り換えには利用不可
(4) 融資限度額	2億8,000万円	
(5) 融資期間・利率	1年超3年以内 年1.6%	
	3年超5年以内 年1.7%	
	5年超7年以内 年1.8%	
	7年超10年以内 年1.9%	
(6) 金利区分	特別金利4	
(7) 貸付方法	証書貸付	
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済	
(9) 保証制度	経営安定関連保証【別枠保証】	災害関係保証【別枠保証】
(10) 責任共有制度	対象外	
(11) 必要書類	市町村長の発行する特定中小企業者であることの認定書	市町村長の発行する罹災証明書等
(12) 申込受付機関	取扱金融機関	
(13) その他	当該災害に係る保険法第2条第5項第4号の指定期間内に保証協会が申込みを受付することを要する	災害関係保証の適用期限内に融資実行することを要する

※ 「被災中小企業者」の要件については、以下のとおりとする。

- (1) 事業所が上記の被災地域外にあるときは、この要件を満たしているものとはならない。
また、事業所とは、主たる事業所のみならず、支店、工場、作業所、倉庫等を含むものであることから、主たる事業所が被災地域外にあっても、支店等が被災地域内にあれば差し支えない。
- (2) 被災地に事業所を有する中小企業者であって、その事業所は直接被災していないが、自己の商品の保管委託中の倉庫が被災したため、その商品等が被害を受けた場合には、この要件を満たす。